26. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況

①第一号加入者又は第四号加入者である者（令第36条第１号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼年齢区分	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～65,000円							
65,001円～68,000円							
人数計							

②第二号加入者であって、下記③～⑤以外のもの（令第36条第２号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼年齢区分	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～23,000円							
人数計							

③第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（④以外のもの）（令第36条第３号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼年齢区分	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
人数計							

④第二号加入者であって、他制度加入者であるもの（令第36条第４号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼年齢区分	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
人数計							

⑤第二号加入者であって、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第５号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼年齢区分	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
人数計							

⑥第三号加入者であるもの（令第36条第６号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼年齢区分	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
20,001円～23,000円						
人数計						

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額を当該期間内の加入者期間月数で除した数とすること。

３．②については、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の総額を記載すること。